

「いじめ防止対策委員会」

構成委員 学校長・教頭・相談室長・指導部長・養護教諭

補導部長運・動部長、学芸部長

1年副主任、2年副主任、3年副主任

生徒会

委員長 生活指導部長

I. 『学校いじめ防止基本方針』

1) 目的 平成25年9月28日に施行された『いじめ防止対策推進法』に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に進めるため、『学校いじめ防止基本方針』を策定する。

2) 基本理念と方針

仏教を基盤として建学された本校では、一般社会と自分、大自然と自分といった関係にあつて深い絆で結ばれている自分を知ること、自分一人では一瞬たりとも生命を保ち得ない、深い因縁の中に自分たちがいると気づくこと、そして自己への厳しさと他者への慈悲心を深く内にたくわえた人間になることを求めている。こうした「共生」の精神のもと、謙虚に周りを思いやる豊かな想像力を働かせて互いの「命」の尊厳を重んじることは、生徒、教職員、すべての学校関係者が重視すべき規範である。

『いじめが、いじめを受けた生徒が教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命あるいは身体に重大な危険を生じさせるものであることに鑑み、本校の教育の根幹である「共生」の精神を基礎とし、いじめ防止に学校全体で取り組む。』ことを基本方針とする。

II. いじめ防止のための組織『いじめ防止対策委員会』

校長及び教頭と生活指導部・各学年副主任・体育部長・学芸部長・生徒会顧問団長の参加する「生活指導部会」を基本組織とし、養護教諭・相談室長を加えて『いじめ防止対策委員会』とし、委員長を生活指導部長が務める。定期的に委員会を開き、校長及び教頭・養護教諭・相談室長は、必要に応じて随時参加する。相談室長はカウンセラーと適宜連携を密にする。各学年団・各担任と緊密に連携し、いじめと認められる徴候が確認された場合はただちに対応をとる。

III. 具体的な指導・計画等

「いじめ」という行為は、作為であるか不作為であるかを問わず、特定の生徒を心理的又は物理的に攻撃する行為であり、相手の尊厳を踏みこじるもので、決して許されるものではない。「いじめ」が起らないようにするためには、互いの尊厳を尊重する意識を涵養し、生徒諸君が授業や行事に主体的に参加して充実感を持ち、規律ある落ち着いた態度で心身ともに健やかに過ごすことができる環境を整えることが肝要である。また、日頃から、職員間で情報交換を密に行うことにより、「いじめ」の未然防止・早期発見に努める。「いじめ」が確認されたときには、解決に向けて学校全体で組織的に対応する。

以下、未然防止・早期発見・早期対応の具体的な対応を示す。

1) 未然防止

互いの「命」の尊厳を重んじること、「いじめ」は絶対あってはならないこと、あった場合は厳しく対処することを周知する。

- ・「生活指導部便り」や「学年集会」等の機会を通じ、互いの尊厳を尊重し、人の尊厳を損う「いじめ」（インターネット上も含む）は決してあってはならないことを周知徹底する。
- ・PTA等の機会を通じ、保護者に対しても「いじめ」に対し、毅然として対応する姿勢を示し、子どもの日頃の状況に目を配っていただくよう要請する。
- ・「いじめ」は日常生活の中でのふとしたふざけ合いやコミュニケーションがうまくとれないことなどから発生することも多いので、「いじめ」につながる状況が発生しないように全職員で指導に努める。

2) 早期発見

- ・「いじめ」は目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いなどがエスカレートして発生したりする場合があるで、些細な徴候であっても見逃さないようにする。
- ・「いじめ」と認められる徴候があった場合は、各担任、学年会と緊密に連携をとり、状況の収束を図るべくすみやかに対応する。
- ・定期的にアンケートを実施し、「いじめ」の有無を確認し、すみやかに対応ができるようにする。
- ・家庭での様子にいじめの徴候が認められないかを把握するため、担任が家庭と連絡を密にとる。また、このことを保護者に事前に周知する。
- ・相談室とも連携をとり、「いじめ」の訴え・相談がしやすい環境を整える。

3) 早期対応・再発防止

当該生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で、ただちに適切な対応を行い、収束に努める。

- ・生徒及び保護者から「いじめ」にかかわる訴えがあった場合は、当事者双方及び周りの生徒から個々に聞き取り、状況の客観的な把握に努める。
- ・いじめられた生徒の安全を確保して不安を取り除き、心の安定を図る。
- ・いじめたとされる生徒に対して状況を聞き取り、事実が確認されれば、事の重大さを認識させる。いじめは決して許されないことであることを理解させ、相手の苦しみや痛み思いを寄せることができるよう適切な指導をする。
- ・当該生徒（いじめられた生徒・いじめた生徒）双方が事後、学校生活に支障をきたさないように指導する。
- ・当該生徒（いじめられた生徒・いじめた生徒）に対して、担任・学年会と連携して、再発しないように継続的に指導していく。